



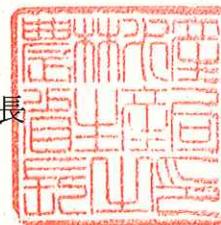
元消安第 385 号
元生産第 277 号
元経営第 417 号
令和元年 6 月 19 日

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



農林水産省生産局長



農林水産省経営局長



非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策についての一部改正について

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）が平成 30 年 12 月 1 日より施行されたことにより、非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について（平成 18 年 4 月 28 日付け 18 消安第 1212 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本年 6 月 19 日から適用しますので、御留意の上、貴会会員等関係者に御周知いただくようお願いします。

○非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について（平成18年4月28日付け18消安第1212号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）一部改正新旧対照表

		(下線の部分は改正部分)	
改 正 後		現 行	
	(別紙)		(別紙)
<p>非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策</p>	<p>非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策</p>	<p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項の規定に基づく農薬を使用者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、全ての農薬使用者の責務として、農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすることとされている。さらに、住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがって、農家だけではなく防除業者等も含めた全ての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとではさらにその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合においての農薬使用に当たっては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。</p>	<p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく農薬を使用者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、すべての農薬使用者の責務として、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすることとされている。さらに住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがって、農家だけではなく防除業者等も含めたすべての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとではさらにその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合においての農薬使用に当たっては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。</p> <p>〔以下略〕</p>

附則（令和元年6月19日）

本通知は、令和元年6月19日から適用する。

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、全ての農薬使用者の責務として、農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすることとされている。さらに、住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがって、農家だけでなく防除業者等も含めた全ての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとでは更にその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合においての農薬使用に当たっては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。

記

- (1) 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ都道府県、市町村、JA等と相談して、周辺の食用農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡する。
- (2) 実際の農薬散布に当たっては当該病害虫・雑草の発生状況を踏まえ、必要最小限の農薬散布にとどめる。
- (3) 農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- (4) 農薬散布に当たっては、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- (5) 都道府県、市町村、JA等と連絡を密にし、特に、周辺で栽培されている食用農作物の収穫時期が近い場合等には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。

(6) 以下の項目について記録し、一定期間保管する。

ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等

イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

(7) 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、都道府県、市町村、JA等にも同様の連絡を行い、農業者を交えてその後の対応について相談する。

附則（令和元年6月19日）

本通知は、令和元年6月19日から適用する。